

『問題の学習』改訂表

(令和4・5・13 改訂版対応)

● P.40

▶ 「問25」を以下のように変更します。

おおがたじどうしゃ めんきょ しゆとく ばあい さいじょう じゅけんしかく ちゅうがためんきょ じゆん
大型自動車の免許を取得する場合は、21歳以上であるほか、受験資格として中型免許、準
ちゅうがためんきょ ふうめんきょ おおがたとくしゆめんきょ めんきょ う きかん つうさん
中型免許、普通免許または大型特殊免許のいずれかの免許を受けていた期間が通算して3
ねんいじょうひつよう こうあんいんかい してい とくべつ きょうしゆ しゅうりよう もの のぞ
年以上必要である。(公安委員会の指定する特別な教習を修了した者などを除く。)

● P.41

▶ 「難問解説」の「問21」を以下のように変更します。

だいいっしゆめんきょ ねんいじょう uth もの だいにしゆめんきょ う さいじょう もの
問21—第一種免許を3年以上受けている者が、第二種免許を受けている21歳以上の者でなければなら
ない。

▶ **Point** **ここがポイント** の「**3** 仮免許での運転練習」の表の「①」を以下のように変更します。

しかく もの くるま うんてん だいいっしゆめんきょ ねんいじょう もの
①資格のある者(その車を運転することのできる第一種免許を3年以上受けている者や
だいにしゆめんきょ う さいじょう もの どうじょうしどう う
第二種免許を受けている21歳以上の者など)の同乗指導を受けなければならない。

● P.65

▶ 「問10」を以下のように変更します。

ふつうがもつじどうしゃ こうほう くるま なが ふん なが だ じょうたい にもつ つ
普通貨物自動車の後方に、車の長さの10分の1の長さまではみ出した状態で荷物を積んだ。

▶ 「問14」を以下のように変更します。

ふつうがもつじどうしゃ にもつ つ じどうしゃ しゃたい きゆう じどうしゃ はば ふん
普通貨物自動車に荷物を積むときは、自動車の車体の左右から自動車の幅の10分の2まで
はみ出して積むことができる。

● P.66

- ▶ 「難問解説」の「問14」を以下のように変更します。

問14—荷物の積み方は左右それぞれ自動車の幅の10分の1の幅をこえてはいけません。

- ▶ **Point** **ここがポイント** の「② **乗車、積載の制限**」の表中、「積載物の大きさ」を以下のように変更します。

| 車の種類 | 積載物の大きさ | | |
|--------------------------------|---------------------------------------|-----------------------------------|----------------------------|
| | 長さ | 幅 | 高さ |
| 大型自動車 中型自動車 準中型自動車 | 車の長さ×1.2以下 (積み方は車の前後に車の長さの10分の1以下) | 車の幅×1.2以下 (積み方は左右に車の幅の10分の1以下) | 地上から 3.8m以下* |
| 普通自動車 | 〃 | 〃 | 〃* 三輪・660cc以下のものは2.5m以下 |
| 大型自動二輪車 普通自動二輪車 (側車付を除く) | 積載装置の長さ +0.3m以下 | 積載装置の幅 +左右0.15m以下 | 2.0m以下 |
| 原動機付自転車 | 〃 | 〃 | 〃 |

* 公安委員会が支障がないと認めて指定した道路を通行する自動車は、3.8～4.1mの範囲で定められた高さ

● P.81

- ▶ 「問6」を以下のように変更します。

大型自動二輪車、普通自動二輪車、原動機付自転車の積み荷の積み方で、幅は積載装置の左右から0.15メートルをこえてはみ出してはならない。

● P.86

- ▶ 「仮免学科試験問題 (A) 解答」の「難問解説」、「問3」を以下のように変更します。

免許歴3年以上の者や第二種免許を受けている21歳以上の者でなければならない。